

新水経理号外
令和6年5月

各 位

新潟市水道局総務部経理課長
(担 当 : 契 約 係)

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第3号の規定により
随意契約を行う際の発注見通し等の公表について（通知）

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第3号の規定に定める契約〔障害者支援施設等，シルバー人材センター又は母子・父子福祉団体等を相手方とした随意契約〕の発注見通し，契約の相手方の選定基準等及び契約締結状況について，新潟市水道局契約規程第26条の2の規定に基づき，下記のとおり公表します。

記

1 公表内容

別紙「地方公営企業法施行令第21条の13第1項第3号適用における公表（新潟市水道局契約規程第26条の2に基づく）」のとおり

2 公表方法

- (1) 経理課において掲示
- (2) 水道局ホームページに掲載

3 注意事項

当初公表していた発注見通し等の内容とは，契約締結において異なる場合があります。

企業法施行令第21条の13第1項第3号適用における公表
(新潟市水道局契約規程第26条の2に基づく)

(令和6年4月末 現在)

| | | 発注見直し公表欄 | | | 契約締結前概要公表欄 | | 契約締結後の公表欄 | | | |
|-----|----------|-------------------|---|---------------|---|------------------|---|----------------------|-----------------|---|
| No. | 発注課 | 契約の名称 (業務名・品名) | 契約の内容 (予定業務の内容・数量・期限等) | 契約締結の 予定時期 | 選定基準 | 決定方法 | 契約締結日及び期 間 | 契約の相手方の名称 | 契約金額(税込) (円) | 契約相手方とした理由 |
| 1 | 総務課 | 水道局本局庁舎受付及び施設管理業務 | 水道局の業務時間外(20時～翌日8時30分)の来庁者及び電話対応。庁舎への出入り、施設管理等 期間:令和6年4月1日～令和7年3月31日 | 令和6年4月 | 企業法施行令第21条の13第1項第3号に規定する団体で、高齢者等の雇用の安定促進に寄与できるものであり、所在地が新潟市内であること | 該当者が一人のため、一者随意契約 | 契約日: 令和6年3月27日 契約期間: 令和6年4月1日～ 令和7年3月31日 | 公益社団法人 新潟市シルバー人材センター | 2,775,461 | 公益社団法人新潟市シルバー人材センターは、高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第2項に規定され、かつ地方公営企業法施行令第21条の13第1項第3号に該当する、新潟市内唯一の団体であり、その設立目的は高齢者の就労支援とし、営利を目的としていない。 本業務は軽易な内容で高齢者に適した業務であること、また上記団体が、法律に明確に規定された団体であり、契約の相手方として、透明性と公正性が確保されていること。また、営利を目的としない団体のため、役務の提供においては経済性を発揮できることが見込まれるため、新潟市水道局契約規程第26条の2の手続を行い、当該業者を契約の相手方とした。 |
| 2 | 浄水課 | 構内整備業務 | 満願寺浄水場の除草、樹木等整備 期間:令和6年4月1日～令和7年3月31日 | 令和6年4月 | 企業法施行令第21条の13第1項第3号に規定する団体で、高齢者等の雇用の安定促進に寄与できるものであり、所在地が新潟市内であること | 該当者が一人のため、一者随意契約 | 契約日: 令和6年4月1日 契約期間: 令和6年4月1日～ 令和7年3月31日 | 公益社団法人 新潟市シルバー人材センター | 4,676,650 | 公益社団法人新潟市シルバー人材センターは、高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第2項に規定する法人で、業務を円滑に実施できる体制を持ち、また、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第3号に該当する契約であるため、新潟市水道局契約規程第26条の2の手続を行い、当該業者を契約の相手方とした。 |
| 3 | 浄水課 | 構内整備業務 | 戸頭浄水場の除草、樹木整備 期間:令和6年4月1日～令和6年11月15日 | 令和6年4月 | 企業法施行令第21条の13第1項第3号に規定する団体で、高齢者等の雇用の安定促進に寄与できるものであり、所在地が新潟市内であること | 該当者が一人のため、一者随意契約 | 契約日: 令和6年4月1日 契約期間: 令和6年4月1日～ 令和6年11月15日 | 公益社団法人 新潟市シルバー人材センター | 4,082,320 | 公益社団法人新潟市シルバー人材センターは、高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第2項に規定する法人で、業務を円滑に実施できる体制を持ち、また、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第3号に該当する契約であるため、新潟市水道局契約規程第26条の2の手続を行い、当該業者を契約の相手方とした。 |
| 4 | 浄水課 | 構内整備業務 | 旧小須戸浄水場・旧鎌倉配水場の除草、樹木整備 期間:令和6年4月1日～令和6年10月25日 | 令和6年4月 | 企業法施行令第21条の13第1項第3号に規定する団体で、高齢者等の雇用の安定促進に寄与できるものであり、所在地が新潟市内であること | 該当者が一人のため、一者随意契約 | 契約日: 令和6年4月1日 契約期間: 令和6年4月1日～ 令和6年10月25日 | 公益社団法人 新潟市シルバー人材センター | 1,169,520 | 公益社団法人新潟市シルバー人材センターは、高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第2項に規定する法人で、業務を円滑に実施できる体制を持ち、また、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第3号に該当する契約であるため、新潟市水道局契約規程第26条の2の手続を行い、当該業者を契約の相手方とした。 |
| 5 | 浄水課 | 構内整備業務(その2) | 秋葉配水場ほか7施設の除草、樹木等整備 期間:令和6年4月1日～令和7年3月31日 | 令和6年4月 | 企業法施行令第21条の13第1項第3号に規定する団体で、高齢者等の雇用の安定促進に寄与できるものであり、所在地が新潟市内であること | 該当者が一人のため、一者随意契約 | 契約日: 令和6年4月1日 契約期間: 令和6年4月1日～ 令和7年3月31日 | 公益社団法人 新潟市シルバー人材センター | 3,734,060 | 公益社団法人新潟市シルバー人材センターは、高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第2項に規定する法人で、業務を円滑に実施できる体制を持ち、また、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第3号に該当する契約であるため、新潟市水道局契約規程第26条の2の手続を行い、当該業者を契約の相手方とした。 |
| 6 | 秋葉事業所料金課 | 植栽管理業務 | 秋葉庁舎の除草、樹木等整備 期間:令和6年4月1日～令和7年3月31日 | 令和6年4月 | 企業法施行令第21条の13第1項第3号に規定する団体で、高齢者等の雇用の安定促進に寄与できるものであり、所在地が新潟市内であること | 該当者が一人のため、一者随意契約 | 契約日: 令和6年4月16日 契約期間: 令和6年4月16日～ 令和7年3月31日 | 公益社団法人 新潟市シルバー人材センター | 1,010,460 | 公益社団法人新潟市シルバー人材センターは、高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第2項に規定する法人で、業務を円滑に実施できる体制を持ち、また、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第3号に該当する契約であるため、新潟市水道局契約規程第26条の2の手続を行い、当該業者を契約の相手方とした。 |

企業法施行令第21条の13第1項第3号適用における公表
(新潟市水道局契約規程第26条の2に基づく)

(令和6年4月末 現在)

| | | 発注見直し公表欄 | | | 契約締結前概要公表欄 | | 契約締結後の公表欄 | | | |
|-----|-----|-------------------|--|---------------|---|-------------------------------|--|--------------------------|-----------------|--|
| No. | 発注課 | 契約の名称 (業務名・品名) | 契約の内容 (予定業務の内容・数量・期限等) | 契約締結の 予定時期 | 選定基準 | 決定方法 | 契約締結日及び期 間 | 契約の相手方の名称 | 契約金額(税込) (円) | 契約相手方とした理由 |
| 7 | 浄水課 | 構内整備業務 | 旧亀田浄水場・配水場における除 草、樹木剪定等の整備 期間: 契約の日～令和6年12月15 日 | 令和6年4月 | 企業法施行令第21条の13第1 項第3号に規定する団体で、 高齢者等の雇用の安定促 進に寄与できるものであり、所 在地が新潟市内であること | 該当事者が一 者のため、 一者随意契 約 | 契約日: 令和6年4月22日 契約期間: 令和6年4月22日 ～ 令和6年12月15日 | 公益社団法人 新潟市シルバー 人材センター | 1,222,980 | 公益社団法人新潟市シルバー人材センターは、高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第2項に規定する法人で、業務を円滑に実施できる体制を持ち、また、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第3号に該当する契約であるため、新潟市水道局契約規程第26条の2の手続きを行い、当該業者を契約の相手方とした。 |
| 8 | 浄水課 | 構内整備業務 | 旧長戸呂浄水場における除草、樹 木剪定等の整備 期間: 契約の日～令和6年10月31 日 | 令和6年4月 | 企業法施行令第21条の13第1 項第3号に規定する団体で、 高齢者等の雇用の安定促 進に寄与できるものであり、所 在地が新潟市内であること | 該当事者が一 者のため、 一者随意契 約 | 契約日: 令和6年4月22日 契約期間: 令和6年4月22日 ～ 令和6年10月31日 | 公益社団法人 新潟市シルバー 人材センター | 1,027,400 | 公益社団法人新潟市シルバー人材センターは、高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第2項に規定され、かつ地方公営企業法施行令第21条の13第1項第3号に該当する、新潟市内唯一の団体であり、その設立目的は高齢者の就労支援とし、営利を目的としていない。 本業務は軽易な内容で高齢者に適した業務であること、また上記団体が、法律に明確に規定された団体であり、契約の相手方として、透明性と公正性が確保されていること。 また、営利を目的としない団体のため、役務の提供においては経済性を発揮できることが見込まれるため、新潟市水道局契約規程第26条の2の手続きを行い、当該業者を契約の相手方とした。 |